

総務省 規制の事前評価書

(電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定等に係る制度の整備)

所管部局課室名：総合通信基盤局 電波部 電波政策課

電話番号：03-5253-5909

e-mail：core.denpa.seisaku@ml.soumu.go.jp

評価年月日：平成27年3月

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点

携帯電話の基地局等の広範囲にわたって多数開設される基地局（以下「特定基地局」という。）に用いる周波数の割当てにおいては、総務大臣が、割当てを受けるにふさわしい者の基準を定め、当該基準に基づいて策定された特定基地局の開設に係る計画（以下「開設計画」という。）を認定し、当該開設計画の認定を受けた者（以下「認定開設者」という。）が排他的に当該認定の対象である周波数における基地局の免許を申請することができる。

他方で、携帯電話の事業等の電気通信事業を営むためには、電気通信事業の登録（電気通信事業法第9条）を受ける必要がある。そのため、認定開設者が円滑に特定基地局を開設し、特定基地局を用いて電気通信業務を行うためには、電気通信事業の登録を受けている必要がある。しかし、現行制度においては、電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定を受ける者について、認定後に登録を受けて電気通信業務を行うことができる見込みを認定に際し確認していないため、認定後に登録がない場合には、当該特定基地局が円滑に開設されないおそれがある。また、認定開設者が電気通信事業の登録の取消し等を受け、電気通信業務を行う見込みが失われた場合においても当該認定開設者の開設計画の認定を取り消すこととしていないため、電気通信事業の登録を有さず電気通信業務を行うことのできない認定開設者が、当該認定の対象である周波数において排他的に免許申請を行うことのできる状態が継続することにより、開設計画が対象とする特定基地局の使用する周波数が有効に利用されず、社会的に大きな損失が生じるおそれがある。

また、現行制度においては、電気通信業務に用いる無線局について、その無線局の免許人等の電気通信事業の登録が取り消されたこと等により、当該無線局の免許人等が電気通信業務を行う見込みが失われた場合においても当該免許等を取り消すことができず、広範囲の周波数が有効に利用されないおそれがある。

(2) 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性

①新設又は改廃の目的

電気通信業務に用いる特定基地局の円滑な開設を図るとともに、電気通信業務に用いる無線局に用いられる周波数が有効に利用されることを目的と

するものである。

②新設又は改廃の内容

- (i) 電気通信業務に用いる特定基地局を開設しようとする者に対し、当該特定基地局を用いて電気通信業務を行うために必要とされる電気通信事業の登録を受けている場合は当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号、登録を受けていない場合は登録の申請に関する事項を開設計画に記載させることとする。また、電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定の審査において、特定基地局を開設しようとする者が必要とされる電気通信事業の登録を受けていること又は受ける見込みが十分であることを審査事項とする。
- (ii) 携帯電話の基地局等の電気通信業務に用いる特定基地局の認定開設者が、電気通信事業の登録の取消し等を受けたことにより、電気通信事業を営むことができなくなった場合に、当該特定基地局の開設計画の認定を取り消すことを可能とする。
- (iii) 電気通信業務に用いる無線局の免許人等が電気通信事業の登録の取消し等を受けた場合に、当該無線局の免許等を取り消すことを可能とする。

③新設又は改廃の必要性

移動通信トラフィックの急増により移動通信用の周波数がひっ迫し重要性が高まる中で、移動通信用の周波数が能率的に利用されることが重要であることから、携帯電話の基地局等の電気通信業務に用いる特定基地局に使用する周波数は、当該周波数を有効に利用する見込みのある者によって利用されることが必要である。

また、電気通信事業の登録を受けている電気通信業務に用いる無線局の免許人等が当該登録の取消し等を受け電気通信業務を行うことができなくなった場合、有限希少な国民の共有資源である周波数が広域に渡り有効利用されないこととなってしまうことから、電気通信業務を行うことができる者が電気通信業務用の無線局の免許を受けていることを確保することが重要である。

○関連する主要な政策

情報通信（ICT政策） 政策12「情報通信技術利用環境の整備」

○法令の名称・関連条項とその内容 ※改正案の条文

- 電波法（昭和25年法律第131号）
 - ・第27条の13（開設計画の認定）
 - ・第27条の15（認定の取消し等）
 - ・第76条（無線局の免許の取消し等）

2. 規制の新設又は改廃案の規制の費用及び便益

(1) 規制の費用

①遵守費用

(i)について、電気通信業務に用いる特定基地局を開設しようとする者に、電気通信事業を営むために必要とされる電気通信事業の登録を受けている場合は当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号、登録を受けていない場合は登録の申請に関する事項を開設計画に記載する事務的負担が発生するが、当該事務的負担は限定的である。

(ii)について、開設計画の認定が取消しとなることで、当該開設計画の認定開設者は当該認定の対象である周波数において独占的に免許を受ける権利を失うが、当該権利の取消しに伴い当該認定開設者が行うべき手続等は存在せず、金銭的負担及び事務的負担は発生しない。

(iii)について、無線局の免許等が取り消された場合、当該無線局の空中線を撤去するなどの電波の発射を防止するために必要な措置を講じる費用が発生する。

②行政費用

(i)について、特定基地局を開設しようとする者が電気通信事業の登録を受けている又は受ける見込みが十分であることを新たに審査事項とすることに伴い登録の確認事務等の行政費用が発生するが、当該事務等は登録年月日と登録番号の確認等を行うのみであり、新たに発生する費用は限定的である。

(ii)(iii)について、認定や免許等を取り消すに伴い必要となる許認可事務等の行政費用が発生するが、当該事務等は、現行制度においても認定や免許等を取り消したとき一般に発生するものであり、新たに発生する費用は限定的である。

③その他の社会的費用

特にない。

(2)規制の便益

①遵守便益

特にない。

②行政便益

特にない。

③その他の社会的便益

(i)について、電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定の要件に電気通信事業の登録を受けていること、又は受ける見込みが十分であることを追加することにより、認定の対象となる周波数を確実に電気通信業務を行うことができる者に割り当てることが可能となり、電気通信業務に用いる特定基地局の円滑な開設を図ることが可能となるとともに、周波数の有効利用を促すことができる。

(ii) について、特定基地局を用いた電気通信事業を営む見込みのない者の電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定を取り消すことにより、当該認定の対象となる周波数を他の電気通信事業を営むことができる者に割り当てることが可能となり、その者により当該周波数が電気通信事業に用いられることで周波数の有効利用を促すことができる。

(iii) について、電気通信事業の登録を取り消された場合等には、電気通信業務に用いる無線局の免許人等の免許等を取り消すことで、別の者が当該周波数における免許等を取得しそれを利用することが可能となり、当該周波数が有効に利用されることとなる。

3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

法律の施行後3年を経過した場合において、改正後の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしていることから、分析対象期間を3年間とする。

遵守費用について、前述のとおり(i) について新たに発生するが限定的であり、(ii) については負担は生じない。(iii) についても、無線局の免許等が失効した際に講ずべき法定事項であるため(電波法第78条)、当該措置を講ずるためにかかる費用は、受忍すべき最小限のものと考えられる。また、行政費用は(i) ~ (iii) のいずれでも一定程度発生するものの、限定的であると考ええる。

その一方で、今回の制度改正により、電気通信事業の登録を受けている者により電気通信業務に用いる無線局の免許等を取得できるようになることで、電気通信業務に用いる特定基地局の円滑な開設が図られるようになるとともに、電気通信業務に用いる無線局に用いられる周波数が有効に利用されることとなる。これらの電気通信業務用の周波数(中でも特に携帯電話の基地局等に用いられる周波数)に対する需要は非常に高く、周波数の有効利用による周波数ひっ迫の解消が急務となっていることに鑑みれば、今回の制度改正が社会に与える便益は大きい。

以上により、今回の制度改正に伴う便益は費用を大幅に上回ると考えられるため、今回の制度改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。

4. 規制の新設又は改廃案と代替案との比較

今回の制度改正は、電気通信業務用の無線局の中でも特に社会的な影響が大きい携帯電話の基地局等の特定基地局に限定して、開設計画の認定時において登録を受けていること又は受ける見込みがあることを確認するとともに、電気通信事業の登録を受け広範囲の周波数を用いる電気通信業務用の無線局の免許人等に限定して、当該登録の取消し等を受けた場合にその無線局の免許等を取り消すものであるから、有限希少な電波を有効利用するという目的を果たし得る必要最低限の規制手段であるといえる。よって、本施策の代替案は想定されない。

5. 有識者の見解、評価に用いた資料その他関連事項

(1) 有識者の見解

●電波政策ビジョン懇談会最終報告書（平成 26 年 12 月 22 日公表）（抜粋）

- ・ワイヤレスブロードバンドの高度化や M2M の普及など無線通信の利用が拡大し、電波利用が産業及びサービスの基盤となる中で、電波の希少性や重要性が更に高まってきている。この点については、電波が有限希少な国民共有の資源であることを踏まえ、電波の価値が国民にどのように還元されるかについて、国民目線の議論が必要である。その上で、利用者視点と産業競争力の両方の視点で政策検討を行い、有限希少な周波数の使用について制度面を含めた検討をしていく必要がある。

また、国民共有の資源である電波の社会インフラとしての役割が今後益々重要となる中で、電波利用を行う者の公共性や社会的責任も重くなる。すなわち、電波利用については、ビジネスとしての効率性の視点とともに、利用者に提供されるサービス内容等の国民へのメリットや社会政策・社会的責任の視点からも検討する必要がある。さらに、周波数がひっ迫する中で、電波を用いて電気通信業務や放送等の事業を営む無線局免許人は「電波資源を利用できるという特別な地位にあること」を十分認識することが必要であり、電波の有効利用を推進するため、最新の技術の導入、使用帯域の圧縮などを図るほか、他免許人等との協力を行うことが期待される。

（略）

なお、電波法に基づく携帯電話等電気通信サービスへの周波数の割当てについては、電波の有効利用が電気通信事業の健全な発達を促し、公共の福祉の増進に資するよう、電気通信事業法の競争政策とのリンクについても十分考慮するべきである。

- ・電波利用が様々な産業やサービスの基盤となっている現状に鑑み、今後の電波利用の在り方を考えるに当たっては、周波数の経済的価値を考慮して、周波数割当て等に関する政策を検討していくことが必要である。

（略）

携帯電話等の基地局の開設計画認定後の電波の能率的な利用の確保、認定期間終了後の取扱い（認定期間中と同等の効力を引き続き確保するか否か等）について、引き続き検討を行っていくことが適当である。この際、電気通信事業法に基づく競争政策とのリンクを考慮していくことも重要である。

- ・年約 1.5 倍のペースでのトラヒック増を背景に、電波の有限希少性は益々高まってきており、公平かつ能率的な周波数利用に資する割当てがこれまで以上に求められている。そのため、本懇談会は、周波数ひっ迫が深刻化するなかにおいて、電波の有効利用の徹底を図っていく観点から、今後の周波数割当ての方向性について、以下のとおり示すこととする。

（競争政策との連携）

広い周波数幅を利用できる通信規格（LTE 等）の普及や、キャリアアグリゲーション技術により使用する周波数幅によって通信速度等のサービス品質に差が出る状況であり、周波数割当てが移動通信事業者（MNO）間の競争力の重要な構成要素となっている。このため、周波数の割当ての公平性の確保の観点等から電波法の目的を踏まえつつ、電気通信事業法に基づく競争政

策とも連携し整合性を確保しながら政策展開を図ることが必要である。また、新たな周波数割当てに当たっては、今後とも新規参入の促進に留意することが重要である。

特に、広範囲にわたって多数の基地局を開設することが必要となる電気通信業務を行うことを目的とする携帯電話等の基地局に対する周波数の割当ての社会的重要性を踏まえ、電波法においても、電気通信業務の運営において MVNO への回線提供が行われていること等の電波の公平かつ能率的な利用が確保されていることを考慮できる仕組みを検討することが適当である。

●日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）（抜粋）

圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラを有線・無線の両面で我が国に整備することで、そのインフラを利用するあらゆる産業の競争力強化を図る。このため、情報通信分野における競争政策の更なる推進等により、OECD 加盟国のブロードバンド料金比較（単位速度当たり料金）で、現在の 1 位を引き続き維持することを目指す。

- ・世界最先端の第 4 世代移動通信システム（4G）を早期に実用化するため、技術導入に必要な制度を年内に整備し、来年までに新たな周波数帯の割当てを行う。さらに、4G の更なる高度化と我が国技術の国際展開支援のため、2015 年度までに、国際的に調和のとれた形で、更なる追加割当て候補周波数を確保する。

●情報通信審議会答申「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」（平成 26 年 12 月 18 日公表）（抜粋）

競争政策を進める上で、多様なプレーヤーの確保や移動通信サービスの高速化・大容量化のために電波が重要であることに鑑みれば、「グループ」に関する規律の扱いも含め、制度面・運用面双方において、競争政策と電波政策で十分に連携を図っていくことが適当である。

(2) 評価に用いた資料その他関連事項

●電波政策ビジョン懇談会最終報告書（平成 26 年 12 月 22 日公表）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000334592.pdf

●日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf

●情報通信審議会答申「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」（平成 26 年 12 月 18 日公表）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000328197.pdf

6. レビューを行う時期又は条件

法律の施行後 3 年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置

を講ずる。